

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯・収入減少世帯に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、住民税均等割非課税相当の収入となった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市町村により異なりますが、1月下旬頃～3月中旬頃が予定されています。詳しくは、各市町村ホームページによりご確認ください。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税均等割非課税相当」の収入
となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市町村から 確認書が届きます(要返送)

※住民票を異動せずに各種施設に入所している場合等、一部申請が必要な場合があります
令和3年12月10日時点で住民登録のある市町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面 **I** へ

申請が必要です

お住まいの市町村の庁舎、支所、ホームページ等で申請書を配布しています。
申請書配布や申請先、お問い合わせ先など、詳しくは裏面記載の県特設サイトをご覧ください。

詳しくは裏面 **II** へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。▶

給付金の支給手続き

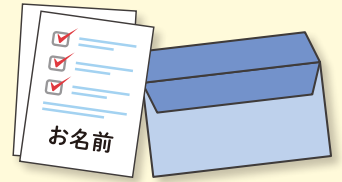
I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市町村に **返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税（均等割）非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税（均等割）非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市町村ごとに異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。）

住民税非課税となる年間給与収入の目安（前橋市、高崎市、桐生市の例）単身の場合：96.5万円以下、母・子（1人）の場合：146.9万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに国、県、市町村の機関や職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎ **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00

住民税非課税世帯・収入減少世帯に
対する臨時特別給付金
群馬県特設サイト

http://www.pref.gunma.jp/02/d01g_00106.html

各市町村のホームページ、お問い合わせ先をご確認いただけます。

